

北海道教育委員会

教育長 中島 俊明 様

北海道高等学校教職員組合

中央執行委員長 尾張 聡

全北海道教職員組合

執行委員長 梶木 康展

「懲戒処分の方針」を逸脱・拡大解釈する教育長通知（別紙 1）の修正を求める（要求書）

北海道教育委員会は、令和 7 年（2025 年）3 月 18 日付で「懲戒処分の方針」を改訂し、以下の項目を付け加えました。

33 SNS 等を使用した児童生徒との私的なやり取り

管理職員の承認を受けることなく、SNS（注）、メール、電話等を使用し、児童生徒と私的なやり取りを行った場合…戒告

注）「SNS」とは、インターネット上で提供されるウェブ（Web）サービスを利用して、ユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体

この改定について北海道新聞（2025 年 5 月 9 日付）は、「教職員が児童生徒と私的 SNS 道教委が戒告へ わいせつ事案相次ぎ方針見直し」と報じています。

確かに、教職員によるわいせつ行為は決して許されるものではなく、児童生徒を守るための対策は必要です。

一方、学校では毎日毎日、わいせつ事案とはまったく無縁の児童生徒・保護者と教職員のやりとりが、さまざまな方法で行われています。それは「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じて」行われる（旭川学テ最高裁判決）という、教育の本質にもとづく必然的な行為です。

SNS が急速に普及している今日、それに学校や教職員が対応しつつ、「教師と子どもとの間の直接の人格的接触」をどう図るかは、多角的に議論すべき大きな課題です。文科省は「SNS 等を用いて児童生徒と私的なやり取りを行ってはならないことを明確化する」（2021 年通知など）としていますが、今回の懲戒方針改訂を受けた教育長通知（3 月 19 日付）の添付文書「別紙 1 懲戒処分の方針の一部改正に係る取扱いについて」（以下「別紙 1」）には、「懲戒方針」そのものや文科省ガイドラインからの重大な逸脱・拡大解釈にもあたる一方的な内容が含まれており、人権尊重の観点からも「別紙 1」の速やかな修正を求めます。

教育長通知の添付文書「別紙 1 懲戒処分の方針の一部改正に係る取扱いについて」には、下記の記述が含まれています。

3 SNS 等による児童生徒との私的なやり取りについて

- （1）卒業生や他校の児童生徒であっても、恋愛目的などと考えられ得る内容で、SNS 等によるやり取りを行った場合は、懲戒処分の対象となること。
- （2）管理職員の許可なく、SNS 等により自校の児童生徒に対し、教科指導や進路指導などの校務で行った場合も懲戒処分の対象となること。
- （3）SNS 等には、SNS、メール、電話のほか、学校において禁止されている児童生徒との直接のやり取り（手紙など）を含むこと。
- （4）管理職員は、所属職員から児童生徒に対し SNS 等によるやり取りを行いたい旨の申出があった場合は、必要性、緊急性のほか、複数の児童生徒に対して行うものであるかなどを考慮の上、承認することとし、承認する場合は、SNS 等によるやり取りを校長、教頭や他の教職員と共有すること。
また、管理職員が年度当初に一括承認した場合は、適宜、SNS 等による児童生徒とのやり取り内容を確認すること。
なお、承認に当たり、個別の判断を要する場合は、当係あて照会すること。

【教育長通知「別紙１」の修正を求める理由】

1. 「別紙１」は懲戒指針、文科省ガイドラインの拡大解釈にあたる

「別紙１」には、「卒業生との恋愛目的と考えられ得るやりとり」や「管理職員の許可なく、SNS等により自校の児童生徒に対し、教科指導や進路指導などの校務で行った場合」も「懲戒処分の対象となる」と記載されています。

教育委員会決定である懲戒指針では、「児童生徒との私的なやりとり」を懲戒処分の対象にしていますが、「別紙１」にある「卒業生」は「児童生徒」には当たらず、「教科指導・進路指導など校務上のやりとり」が「私的なやりとり」に当たらないことは自明です。教育長通知が教育委員会決定である懲戒指針を実質的に拡大する形となっており、「何が懲戒処分の対象になるか」が、際限なく拡大ができることになってしまいます。

「別紙１」が「注意喚起であり拡大解釈にあたらぬ」「実際の処分決定の際は事情を考慮するから拡大解釈でない」とすれば、単なる教育長通知の添付文書によって懲戒処分の事例を拡大できるかのような学校への恫喝を行い、過度に学校現場を萎縮させ、教育的な指導さえできなくなるという学校教育への重大な影響を一顧だにしない、極めて一方的で、学校における教育的なかわりを破壊するものと断ぜざるをえません。

2. 定義の曖昧性と表現の自由・通信の秘密との抵触

「恋愛目的と考えられ得る」といった主観的で曖昧な文言によって、処分対象の範囲を拡大していることは、行政による越権的な拡張解釈であり、憲法13条の幸福追求権および21条の通信の自由を侵害するおそれがあります。

特に、卒業生との私的な関係性までが一律に処分対象となり得る規定は、合理的範囲を超えた過剰規制であり、教職員の私生活に対する過度な介入といえます。

3. SNSの定義の過拡張と現場への萎縮効果

「SNS等」にはメールや電話、さらには手紙まで含まれるとされており、本来の情報通信媒体の概念を大きく逸脱しています。これにより、教育的・支援的に行われる連絡や、緊急対応も教員が避けるようになり、生徒指導や教育活動に深刻な支障を及ぼすことが懸念されます。

4. 運用の過剰な統制と監視体制の構築

管理職による一括承認や内容確認の義務化、共有化は、教育現場における過剰な監視体制の助長となり、教職員と児童生徒間の信頼関係を損なう結果にもつながります。また、管理職に実質的に不可能な業務と責任を押しつけ、任命権者としての道教委の責任を回避するものでしかありません。

今回の懲戒指針の改訂には、ほかにも「報告義務」を拡大したことや「個人情報の紛失」等の規定を拡大する余地を残すなどの問題点もありますが、教育の本質にも関わる「教師と子どもとの間の直接の人格的接触」と教職員の人権を守るためにも、少なくとも教育長通知の「別紙１」の速やかな見直し・修正を求めます。